

平成26年12月25日  
土地・建設産業局建設業課

### 建設工事の内容及び例示等の改正について

建設工事の内容及び例示等について、今年1月に中央建設業審議会・社会資本整備審議会の基本問題小委員会がとりまとめた「当面講ずべき施策のとりまとめ」において、「今後も、施工実態や取引実態の変化、施工技術の進歩等を速やかに反映する必要があるため、機動的に見直すべきである。」とされたところです。

今般、近年の建設業における施工実態等を踏まえ、建設工事の内容を定める告示<sup>※1</sup>と、建設工事の例示及び区分の考え方を定めるガイドライン<sup>※2</sup>を改正しましたので、お知らせします。

なお、本改正においては平成26年6月4日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）による解体工事の新設に伴う改正も併せて措置しており、当該改正部分については、平成28年6月までに施行予定<sup>※3</sup>です。

※1 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示（昭和47年建設省告示第350号）

※2 建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97条）における第二条関係

（改正の詳細は別紙参照）

#### <参考：これまでの経緯>

平成26年1月 当面講ずべき施策のとりまとめ  
6～8月 パブリックコメント  
12月25日 告示<sup>※1</sup>を官報公告、ガイドライン<sup>※2</sup>を通知し、同日から適用（ただし、解体工事関係は上記<sup>※3</sup>の日から適用）

#### <問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課  
課長補佐 松原（内線24733）  
課長補佐 木村（内線24710）  
TEL：03（5253）8111（代表）  
TEL：03（5253）8277（夜間）

○国土交通省告示第千九百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）を実施するため、昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

昭和四十七年建設省告示第三百五十号の一部を改正する告示

昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を次のように改正する。

表とび・土工・コンクリート工事の項中「、工作物の解体」を削る。

表管工事の項中「冷暖房」の下に「、冷凍冷蔵」を加える。

表ほ装工事の項中「ほ装工事」を「舗装工事」に、「ほ装する工事」を「舗装する工事」に改める。  
表に次のように加える。

解体工事

工作物の解体を行う工事

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表とび・土工・コンクリート工事の項の改正規定及び表に次のように加える改正規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第千九百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）を実施するため、昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

昭和四十七年建設省告示第三百五十号の一部を改正する告示

昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を次のように改正する。

表とび・土工・コンクリート工事の項中「、工作物の解体」を削る。

表管工事の項中「冷暖房」の下に「、冷凍冷蔵」を加える。

表ほ装工事の項中「ほ装工事」を「舗装工事」に、「ほ装する工事」を「舗装する工事」に改める。  
表に次のように加える。

解体工事

工作物の解体を行う工事

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表とび・土工・コンクリート工事の項の改正規定及び表に次のように加える改正規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容の一部を改正する告示案 新旧対照表  
 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容 (昭和四十七年建設省告示第三百五十号)

(傍線の部分は改正部分)

		改 正 後				改 正 前	
管工事	(略)	とび・土工・コンクリート工事	(略)	建設工事の種類	建設工事の内容	管工事	(略)
の設備を設置する工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ (略)	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ (略)	建設工事の種類	建設工事の内容	管工事	(略)
						冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	

解体工事	清掃施設工事	(略)	舗装工事	(略)
工作物の解体を行う工事	(略)	(略)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	(略)
	清掃施設工事	(略)	ほ装工事	(略)
	(略)	(略)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	(略)